

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和8年6月3日

独立行政法人水資源機構
利根川上流総合管理所
所長 本田 毅
(公印省略)

1. 目的

この参考見積の募集は、利根川上流総合管理所下久保ダム管理事業で予定している工事等の積算の参考とするための参考見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、項目毎に持ち込みによる処分単価を記載して提出してください。
なお、参考見積書の様式は別紙－6 見積書作成例を参考に作成してください。
- (2) 提出期間：令和8年6月15日(月) から令和8年6月30日(火)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 所長 本田 毅 宛

【担当】経理課 契約担当

〒378-0051 群馬県沼田市上原町1682 番地

TEL 0278-24-5711 FAX 0278-22-7565

メール：nyukei_tonejou@water.go.jp

【参考見積書件名】下久保ダム発生品処分単価見積

(4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAX（社印があること）又はメールにより提出するものとします。

なお、参考見積書に本件責任者、担当者及び連絡先を記載いただける場合は、社印を省略して提出することが可能です。

（本件責任者と担当者は同じでもかまいません。連絡先は複数お願いします。）

4. 参考見積内容

(1) 見積条件

- ① 単価はすべて、円（消費税抜き）とし、受入場所での引取単価を記載して下さい。
- ② 単位は、可能な限り「kg」又は「t」で記載してください。
例) コンクリート塊（有筋）5,000 円/m³の場合：5000÷比重 2.50＝2,000 円/t
- ③ 見積書には受入場所及び受入可能時間を記載してください。
- ④ 産業廃棄物は、別途受入場所まで運搬するものとします。

⑤ その他受け入れ条件があれば備考欄に記載してください。

(2) 見積内容

次表の項目とし、お取り扱いのない項目については「取り扱いなし」と記載してください。各項目の現況については別紙-1～別紙-5を参照してください。

	種類	項目	規格、条件	数量 (予定)	単位	具体例
1	がれき類	コンクリート塊	有筋	32	t	コンクリート蓋 13 m ³ ×比重 2.50
2			無筋	7	t	コンクリート基礎破砕殻 3 m ³ ×比重 2.35
3			二次製品 (有筋)	15	t	ヒューム管 6 m ³ ×比重 2.50
4		アスファルト・コン クリート塊		5	t	舗装版 2 m ³ ×比重 2.35
5	金属くず	鉄くず		3,000	kg	鋼管、山型鋼、ワイヤロー プ等
6		ステンレス		100	kg	ステンレス鋼管、山型鋼、 ワイヤロープ等
7		銅		10	kg	銅管等
8	木くず	流木		9,600	kg	12 m ³ ×比重 0.80
9	廃プラスチック類	廃タイヤ		500	kg	約 70 個 7kg/個
10		高密度ポリエチレン 管等		50	kg	
11		塗装ケレンくず		1	kg	塗料かす
12	廃油	オイル		10	L	タービン油、ギア油、マシ ン油等
13		グリス		10	L	機械用グリス等
14	混合廃棄物	混合 (管理型含む)	下ゴミ相当	6	t	塵芥 (ペットボトル等を 含む、分別が困難)
15		混合 (管理型)	ケーブル 分電盤	1	Kg	ケーブルは被覆あり

(3) 提出様式

参考見積書の様式は問いませんが、別紙-6 見積書作成例をご参考にしてください。

5. 募集要領に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面 (様式は自由) に
より提出して下さい。

(1) 提出期間：令和8年6月8日(月) から令和8年6月12日(金)まで。

持参される場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで。

- (2) 提出場所：3.(3)と同じです。
- (3) 提出方法：3.(4)と同じです。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年6月17日(水)から令和8年6月30日(火)まで。
- (2) 閲覧方法：当機構、利根川上流総合管理所のホームページに掲載します。

7. 価格参考見積書作成及び提出に要する費用

御社のご負担をお願いします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 見積有効期間

見積有効期限は、提出日から令和9年3月31日までとします。ただし、この期限によりがたい場合は、最大の見積有効期限を記載してください。

また、令和9年3月31日までの間に、見積り単価に変更が生じた場合は、見積書を再提出できることとします。再提出の提出先及び提出方法は3.(3)、3.(4)のとおりです。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、工事の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。